

## 資料篇

## 資料 1 策定体制及び策定経過

---

### 1 新座市介護保険事業計画等推進委員会条例

(平成26年新座市条例第9号)

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定による介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による高齢者福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）を適正に推進するため、新座市介護保険事業計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、介護保険事業計画等の策定について調査審議すること。
- (2) 介護保険事業計画等の実施状況の把握及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 介護保険料負担事業所の代表者
- (5) 介護保険の被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康増進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 新座市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿

任期：平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 敬称略

構成	所属等	氏名	備考
学識経験者	(社)至誠学舎立川	ハシモト マサアキ 橋本 正明	委員長
	十文字学園女子大学	ミヤキ ミチコ 宮城 道子	副委員長
医療保健関係者	朝霞地区医師会 新座支部	クスヤマ ヒロユキ 楠山 弘之	
	朝霞地区歯科医師会 新座支部	カタオカ ヒデキ 片岡 秀樹	
	朝霞地区薬剤師会 新座支部	ハタナカ ノリコ 畑中 典子	
	看護師	ミヤザキ ヒロコ 宮崎 祐子	
	堀ノ内病院	ハラ アイ 原 愛	
福祉関係者	北野病院 医療ソーシャルワーカー	ハンバ フタバ 番場 双葉	
	指定介護老人 福祉施設	カミヤ ミノル 神谷 稔	
	社会福祉協議会	イシノ ユキトシ 石野 幸利	
	民生・児童委員協議会	スダ クニヒコ 須田 邦彦	
	高齢者相談センター (地域包括支援センター)	イナガキ カズヒサ 稲垣 一久	
保険料負担 事業所関係者	商工会	カネコ カズオ 金子 和男	
被保険者代表	第1号被保険者代表	モリタ ノブヒロ 森田 信洋	
	第2号被保険者代表	ナカタ タクジ 仲田 拓司	
	老人クラブ連合会	チバ シゲノブ 千葉 重信	
	町内会連合会	アライ トクイチ 新井 徳一	
	連合埼玉朝霞・ 東入間地域協議会	ツチャ コウイチ 土屋 幸一	

### 3 新座市介護保険事業計画等推進委員会開催経過

開催年月日	議題及び配布資料
平成 26 年 5 月 26 日	<b>第 1 回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> 諮問 (1) 新座市日常生活圏域ニーズ調査結果について (2) 介護保険制度の改正案について
	<b>〔配布資料〕</b> ① 新座市日常生活圏域ニーズ調査調査結果報告書 ② 社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（抜粋） ③ 介護保険制度の改正案について
8 月 6 日	<b>第 2 回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> 新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第 5 期計画における 施策・事業評価の結果について
	<b>〔配布資料〕</b> 新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第 5 期計画における 施策・事業評価の結果について
8 月 31 日	<b>公聴会</b>
10 月 15 日	<b>第 3 回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> (1) 第 6 期計画の骨子について (2) 地域支援事業について (3) 平成 2 5 年度介護保険事業特別会計決算状況について
	<b>〔配布資料〕</b> ① 新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第 6 期計画（骨子） ② 新しい地域支援事業の全体像 ③ 平成 2 5 年度介護保険事業特別会計決算状況について ④ 公聴会の概要
11 月 19 日	<b>第 4 回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> (1) 第 6 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について (2) 第 6 期計画期間中の保険料設定について
	<b>〔配布資料〕</b> ① 新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第 6 期計画（素案） ② 第 6 期計画期間中の介護保険料について
12 月 11 日 ～平成 27 年 1 月 7 日	<b>新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）素案に対する意見等の募集</b>
1 月 21 日	<b>第 5 回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> (1) 第 6 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見募集の結果について (2) 第 6 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
	<b>〔配布資料〕</b> ① 第 6 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見等について ② 第 6 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）変更箇所について

開催年月日	議題及び配布資料
平成 27 年 2 月 12 日	<b>第 6 回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> 「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第 6 期計画（答申案）」について 答申
	<b>〔配布資料〕</b> 新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第 6 期計画（答申案）

## 資料 2 諮問・答申

### 諮 問

新介発第 418 号  
平成 26 年 5 月 26 日

新座市介護保険事業計画等推進委員会  
委員長 橋本 正明 様

新座市長 須田 健治

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第 6 期）について（諮問）

本市では、「高齢者の誰もが人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で生き生きと自分らしい生活が送れる、活力ある高齢社会の創造」を基本理念とした高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基に、高齢者福祉施策や介護予防事業等の充実・推進を図るとともに、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいりました。

今後は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を見据え、これまでの取組を更に発展させ、住み慣れた地域において医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスが一体的に提供される「地域包括ケア」の実現化が求められているところです。

本市におきましても、現在、正に高齢化が進展している中で、こうした中長期的な視野に立った施策展開を図るべく、新たに平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間といたします『新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第 6 期）』を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

### 答 申

平成 27 年 2 月 12 日

新座市長 須田 健治 様

新座市介護保険事業計画等推進委員会  
委員長 橋本 正明

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画について（答申）

平成 26 年 5 月 26 日付け新介発第 418 号で諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた 18 人の委員で協議を重ね、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第 6 期計画）」を策定しましたので、ここに答申いたします。

## 資料3 新座市日常生活圏域ニーズ調査の概要

### 1 日常生活圏域ニーズ調査

#### (1) 調査目的

新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第6期計画の策定に向け、日常生活圏域ごとに精度の高い高齢者の生活実態を分析することで高齢者のニーズを把握する。

#### (2) 調査対象

平成25年12月6日現在の第1号被保険者（施設入所者を除く。）

#### (3) 調査方法

郵送による配布・回収（記名式）

#### (4) 調査期間

平成26年1月17日～1月31日

#### (5) 調査項目

- |           |                |
|-----------|----------------|
| ①家族や生活状況  | ⑦足のケア          |
| ②生活機能     | ⑧日常生活動作        |
| ③外出       | ⑨社会参加          |
| ④運動・転倒予防  | ⑩健康            |
| ⑤栄養・食事・口腔 | ⑪介護予防や健康づくり    |
| ⑥記憶       | ⑫介護保険やボランティアなど |

#### (6) 回収状況

区分	調査対象者数 (人)	有効回収数 (人)	有効回収率
一般高齢者	31,275	23,555	75.3%
認定者	5,065	3,557	70.2%
要支援	1,694	1,370	80.9%
要介護	3,371	2,187	64.9%
総数	36,340	27,112	74.6%



## (7) 回答者の属性

### ①年齢構成

性別	65～74歳			75歳以上					総数
	65～69歳	70～74歳	計	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	計	
男性	3,349 (27.3%)	3,775 (30.8%)	7,124 (58.1%)	2,856 (23.3%)	1,567 (12.8%)	543 (4.4%)	170 (1.4%)	5,136 (41.9%)	12,260 (100.0%)
女性	3,961 (26.7%)	4,443 (29.9%)	8,404 (56.6%)	3,208 (21.6%)	1,773 (11.9%)	915 (6.2%)	552 (3.7%)	6,448 (43.4%)	14,852 (100.0%)
総数	7,310 (27.0%)	8,218 (30.3%)	15,528 (57.3%)	6,064 (22.4%)	3,340 (12.3%)	1,458 (5.4%)	722 (2.7%)	11,584 (42.7%)	27,112 (100.0%)

### ②認定状況

性別	一般高齢者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	総数
男性	11,010 (89.8%)	312 (2.5%)	120 (1.0%)	319 (2.6%)	197 (1.6%)	96 (0.8%)	91 (0.7%)	115 (0.9%)	1,250 (10.2%)	12,260 (100.0%)
女性	12,545 (84.5%)	643 (4.3%)	295 (2.0%)	542 (3.6%)	256 (1.7%)	186 (1.3%)	201 (1.4%)	184 (1.2%)	2,307 (15.5%)	14,852 (100.0%)
総数	23,555 (86.9%)	955 (3.5%)	415 (1.5%)	861 (3.2%)	453 (1.7%)	282 (1.0%)	292 (1.1%)	299 (1.1%)	3,557 (13.1%)	27,112 (100.0%)

### ③住宅の所有関係

性別	持ち家	民間賃貸住宅	公営賃貸住宅	借間	サービス付き高齢者向け住宅	その他	無回答	総数
男性	9,234 (75.3%)	748 (6.1%)	399 (3.3%)	20 (0.2%)	68 (0.6%)	120 (1.0%)	1,671 (13.6%)	12,260 (100.0%)
女性	11,075 (74.6%)	781 (5.3%)	532 (3.6%)	45 (0.3%)	76 (0.5%)	160 (1.1%)	2,183 (14.7%)	14,852 (100.0%)
総数	20,310 (74.9%)	1,529 (5.6%)	931 (3.4%)	65 (0.2%)	144 (0.5%)	280 (1.0%)	3,854 (14.2%)	27,112 (100.0%)

### ④世帯構成

性別	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	同居(三人以上)	無回答不明	総数
男性	1,058 (8.6%)	4,890 (39.9%)	472 (3.8%)	4,117 (33.6%)	1,723 (14.1%)	12,260 (100.0%)
女性	2,232 (15.0%)	4,361 (29.4%)	1,570 (10.6%)	4,706 (31.7%)	1,983 (13.4%)	14,852 (100.0%)
総数	3,290 (12.1%)	9,251 (34.1%)	2,042 (7.5%)	8,823 (32.5%)	3,706 (13.7%)	27,112 (100.0%)

### ⑤日常生活圏域

性別	東部第一	東部第二	西部	南部	北部第一	北部第二	市外	総数
男性	1,902 (15.5%)	1,910 (15.6%)	2,414 (19.7%)	1,898 (15.5%)	2,095 (17.1%)	2,012 (16.4%)	29 (0.2%)	12,260 (100.0%)
女性	2,201 (14.8%)	2,239 (15.1%)	2,918 (19.6%)	2,343 (15.8%)	2,596 (17.5%)	2,476 (16.7%)	79 (0.5%)	14,852 (100.0%)
総数	4,103 (15.1%)	4,149 (15.3%)	5,332 (19.7%)	4,241 (15.6%)	4,691 (17.3%)	4,488 (16.6%)	108 (0.4%)	27,112 (100.0%)

## 2 介護者アンケート調査

### (1) 調査目的

現在、介護をしている家族にアンケート調査を実施し、介護者のニーズを把握すること及び介護の実態を把握し、「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画」第6期計画策定の基礎資料とする。

### (2) 調査対象

要介護（要支援）認定（申請中含む）を受けている方を介護している600世帯の介護者

区分	対象者数
ア 新規申請者	50人
イ 要支援者	130人
ウ 要介護1・2	260人
エ 要介護3～5	160人
合計	600人

### (3) 調査方法

対象区分により異なる

区分	調査方法
ア 新規申請者	介護保険課の窓口で、新規申請時に家族に記入してもらい、職員が補足
イ 要支援者	高齢者相談センターに調査依頼
ウエ 要介護者	居宅介護支援事業所に調査依頼

### (4) 調査期間

平成26年1月7日～2月28日

### (5) 調査項目

- ①介護者について
- ②介護について
- ③困りごとについて

### (6) 回収状況

調査対象者 (人)	有効回収数 (人)	有効回収率
600	476	79.3%

## 資料 4 公聴会における意見の概要

### 〔公聴会の概要〕

名 称	新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第6期）策定に係る公聴会
日 時	平成26年8月31日（日）午前10時30分から
会 場	新座市役所 第二庁舎 会議室5

### 〔発表内容〕

公述人	タイトル及び概要
公述人 1	<p><b>【第6期介護保険事業計画に望むこと】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度改正により予防給付の一部が地域支援事業へ移行することとなるが、それにより全てを専門的な知識を持たないボランティア団体等に任せるのは不安が大きい。ボランティアをする人々と専門的な知識を持った人々とがきちんとつながることができるシステムが必要である。</li> <li>○ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引き上げる点について、所得があると言っても決して高額所得とは言えない方々も多いので、負担が増えることにより、サービス利用を控えてしまうことがないよう対策をとってほしい。</li> <li>○ 従来どおり、全ての人が認定を受けた上で要介護度が決定する形を壊さないでほしい。</li> <li>○ 地域ケア会議については、利用者が中心にいることを忘れず、より良いケアプランを作成するためのものとして機能するようにしてほしい。</li> <li>○ 認知症の在宅介護への支援については、新座市が一丸となって、福祉の面だけでなく、まちづくりや防災全ての観点から計画を策定してほしい。</li> <li>○ 介護職員不足については自治体で早急な対応をしてほしい。</li> <li>○ 計画策定前、あるいは策定された段階で地域において説明会等を開催するなど保険者として説明責任を果たしてほしい。</li> </ul>
公述人 2	<p><b>【医療・介護総合推進法の施行に伴う地方自治体の役割について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上に限定することについて、国に対してこの方針の撤回を求めるとともに、新座市独自で対象となっている方の実態調査を行い、救済策を講じてほしい。</li> <li>○ 要支援者に対する訪問介護及び通所介護が予防給付から外されてしまう点について、引き続き専門的なサービスを受けられるようにしてほしい。</li> </ul>
公述人 3	<p><b>【介護保険の現状からケアマネジャーが望むこと】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症により徘徊してしまう高齢者を地域で見守るシステムを構築してほしい。</li> <li>○ 種別ごとに介護サービス事業者を組織化してほしい。</li> <li>○ 介護サービス事業者と行政との連携や連絡事項の周知のため、最低でも年1回事業所種別ごとの集まりを開催してほしい。</li> </ul>
公述人 4	<p><b>【医療・介護総合推進法成立後の新座市の施策について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要支援者に対するサービスの一部をボランティア団体等が提供することについて、ボランティアに参加できる人は限られているので、介護サービスが利用しづらくなってしまうのではないかと不安。</li> <li>○ 市は市民の声を国に伝え、市民が今までどおり福祉・介護を受けられるようにしてほしい。</li> </ul>
公述人 5	<p><b>【介護の必要性と充実について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 退院後スムーズに介護サービスを受けられるようにするためにも医療との連携はとても重要である。</li> </ul>

公述人	タイトル及び概要
公述人 6	<p>【要支援 1 及び 2 の方に対するサービスの一部が予防給付から外されることについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今まで専門家が行ってきた要支援 1 及び 2 の方に対するサービスの一部がボランティア団体等に任されることで、状態が悪化したりすることがないように対応してほしい。</li> <li>○ 新座市では介護予防のため、様々な施策を実施していることはわかるが、希望者が全員参加できるようにしてほしい、また、リピーターだけでなく、新たな参加者が増えるよう工夫が必要である。</li> <li>○ 私が参加している団体では認知症予防のための活動を実施しており、市の取り組みだけでなく、こういった団体独自の取り組みにも支援してほしい。</li> </ul>

## 資料5 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第6期) 素案に対する意見の概要

平成26年12月11日から平成27年1月7日の期間において、パブリックコメントに準ずる市民等への意見募集を実施しました。

意見の概要及び意見に対する新座市介護保険事業計画等推進委員会の考え方は次の表のとおりです。

No.	計画書記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
1	17	<p>中・長期的な推計と課題 在宅サービスの給付費の推計が高すぎるのではありませんか。 高齢者人口の増加が、平成25年度から29年度の4年間で12%増加(75歳以上は30%増)であるにもかかわらず、在宅サービス給付費が61%増と試算されているのはなぜでしょうか。24年度と25年度の比較で8.6%増です。高く見積れば介護保険料に大きく影響します。是正すべきです。</p>	<p>サービス見込量については、個々のサービスごとに、制度改正、報酬改定等の影響も踏まえて、全体的に見直します。</p>
2	21	<p>地域包括ケアシステム 市役所のどこの部課がコントロールするのでしょうか。地域包括支援センターがどのようなことをやるのでしょうか。 地域包括ケアシステムの本格化にともない計画的に勉強会を実施していただきたい。よりよいケアシステムの構築ができるものと思料します。 埼玉県は、2025年超高齢者問題を抱えていますので、地域包括ケアシステムは新座市に丸投げしてくることが予想されます。人の確保はできているのでしょうか。地域包括ケアシステムの実現のためには優秀な人材の確保が実現のための第1要素です。</p>	<p>市(長寿支援課及び介護保険課)と高齢者相談センターが連携して、ケアマネ研修会、多職種協働勉強会や地域ケア会議の充実、在宅医療・介護の連携の推進等を図ることにより、市民の皆様と一体となった取組を実施してまいりたいと考えております。</p>
3	28	<p>日常生活圏域の設定 「第6期計画の期間中に圏域の見直しに着手します」とありますが、西部地域のように高齢者人口が8000人近くもいる圏域は、早急に分割すべきです。地理的なことも考慮し、来年度中に西堀・新堀地域に高齢者相談センターを新設すべきです。</p>	<p>現行素案のとおり、第6期計画の期間中に圏域の見直しを図ってまいります。西部圏域への対応につきましては、早急に検討してまいります。</p>

No.	計画書記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
4	28	<p>日常生活圏域の設定について 「第6期計画の期間中に圏域の見直しに着手します。」との記述があり、大変評価するものです。</p> <p>本来、市民の生活圏域は行政の都合で変わるものではありません。市民の生活圏域の実態に合わせて市の全ての計画が集約されていくべきです。</p> <p>西部地区の分割は早急に検討すべきと思います。</p>	<p>現行素案のとおり、第6期計画の期間中に圏域の見直しを図ってまいります。西部圏域への対応につきましては、早急に検討してまいります。</p>
5	62	<p>サービス事業者への指導について 「実地指導の機会を捉えて、介護職員の職場環境の把握に努め、必要と判断される場合には、処遇改善を求めます。」の記述があります。どういう場合に必要と判断されるのかお聞きします。</p> <p>現場で働く介護職員の給料は早急に引き上げる必要があると思います。どんなに立派な施設があっても、人がいなくては利用することができなくなります。どういう場合に処遇改善が必要と判断するのでしょうか。</p>	<p>勤務実態（就労時間数、休暇の取得状況、超過勤務等各種手当の支給状況等）の書類審査や従業者への聞き取り調査の結果、明らかに不当な職場環境、勤務形態と判断される場合に、事業者に対し処遇改善を求めるものです。</p>
6	62	<p>介護士等の人材の確保の記述がないのでは。これからは高齢者の増加に伴い、介護士等が不足します。その対応が欠落しているのでは。</p> <p>処遇改善の項目もなかったのでよろしくお願ひします。</p>	<p>人材確保や処遇改善については、介護業界全体の問題であり、市独自の対応が困難であることから、具体策は掲載していません。したがって、計画書の記載を変更する必要はないと考えます。</p>
7	—	<p>勉強会資料の積極的配布 市の考え方等の資料を引き続きホームページ等に掲載してください。</p>	<p>62ページ記載の「サービス事業者等への支援」のとおり、情報提供や資質向上のための研修機会の提供、ケアマネ連絡会、研修会の実施等を通じた、積極的な支援に努めてまいります。</p>
8	—	<p>インフルエンザの無料化。介護事業所で働く人たち</p>	<p>介護事業所、施設等におけるインフルエンザ等の流行病、感染症の予防は非常に重要であると認識していますが、特定の業種に限定したインフルエンザ予防接種の無料化は適当でないと考えます。</p>
9	64	<p>地域支援事業の見込量 高齢者相談センターの運営事業費が25年度と比較して、29年度の伸びが少ないのではありませんか。運営事業費を増やして、充実させるべきです。</p>	<p>高齢者相談センターの運営事業費については、現在、高齢者人口が6,000人を超える圏域には1名分の人件費を増額していますが、平成27年度からは、医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備など各事業の円滑な実施も目指し、さらに事業費を増額しました。</p>
10	71	<p>地域ケア会議に〇〇〇を入れてください。サービス付き高齢者向け住宅の説明が必要です。高齢者一人一人の特性を踏まえた入居ができるものと思料します。</p>	<p>地域ケア会議の構成員は、個別のケースに応じて選出されるものですので、計画書に特定の者を構成員として明記することは控えたいと考えます。</p>

No.	計画書 記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
11	75	<p>家族介護支援事業について 非常に大事な事業です。「実施箇所の拡大を検討します。」とありますので評価します。</p> <p>親の介護のため仕事を辞めて面倒を見る、親の年金があるうちは何とか生活できるが、親亡き後、仕事が見つからず生活保護というパターンもある。老々介護の問題もあります。また、介護者は女性という思い込みがあり、男が介護者の場合も想定した支援事業にしていきたい。こうした点はどう考えていますか。</p>	<p>今後も認知症施策の推進とともに、家族介護支援事業についても充実してまいりたいと考えております。</p> <p>また、男性が介護者の場合を想定した支援事業にすることについては、今後、事業の内容を研究してまいります。</p>
12	75	<p>住居に無線装置を付けてみてはいかがでしょうか。</p> <p>御殿場市は、住居に1個無線が取り付けられ徘徊者等の捜索にも使用されています。</p>	<p>位置探索機を貸出し、本人の行方が分からなくなったときに居場所を捜索する徘徊高齢者等家族支援サービス事業を実施していますが、ご提案の件につきましては、今後、調査してまいります。</p>
13	76	<p>迷い人SOSメール 認知症の方に自己位置が標定できる発信機を携帯させてください。マラソン大会のチップでもいいかと思えます。</p>	<p>迷い人SOSメールとは異なる内容の事業提案になりますが、既に認知症の方の自己位置標定機器を携帯させる事業として徘徊高齢者等家族支援サービス事業を実施しています。</p>
14	76	<p>成年後見制度利用について まだあまり知られていません。引き続き周知徹底が必要です。市民講座の開設が必要では。</p>	<p>現状では窓口で制度の御案内を記したパンフレットを設置し、隔年で市民の皆様を対象にした成年後見講演会を実施しておりますが、今後、更なる周知について検討してまいります。</p>
15	78	<p>市単独事業 高齢者人口の増加に合わせ、新規事業を始め新座市単独事業を充実させるべきです。介護保険利用促進補助を継続すべきです。また、継続事業の伸びも少ないと思えます。</p>	<p>市単独事業については、本市の財政状況、高齢者人口の増加見込み、他市との均衡を考慮して、検討してまいります。</p> <p>なお、継続事業の伸びについては、平成26年度の実績見込み及び前年度からの伸び率を基礎として積算していますので、第6期計画素案を変更する必要はないと判断しました。</p> <p>介護保険利用促進補助については、事業を継続するものとして、80ページに記載を追加します。</p>
16	80	<p>緊急連絡システム事業について 長い間、一人暮らし高齢者の皆さんに無料で実施してきた事業です。一人暮らしの高齢者には安心の事業です。しかし、ここ1～2年の間、1万円の負担を一人暮らしの高齢者に求めてきました。ここでまた無料になると聞きます。</p> <p>どういう経緯でこうした一貫性のないことが起きるのでしょうか。緊急連絡システム事業に対するしっかりとした考えがないために施策がブレるのではないのでしょうか。</p>	<p>本事業の1万円の自己負担については、国の三位一体の財政改革による補助金や地方交付税の削減、市税の減収などにより、平成18年7月から市民税課税世帯に対して1万円の自己負担を求めてきましたが、平成26年4月からは、一人暮らし高齢者等の孤立死対策や緊急時の対応等に有効な事業であることから、自己負担を無料としたものです。</p> <p>本事業は、市単独事業であることから、利用の促進といった観点や財政状況等を総合的に勘案して、柔軟に対応してまいりたいと考えています。</p>

No.	計画書 記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
17	82	小中高、大学、専門学校等との連携も必要では。	小中高、大学、専門学校等との連携については既に現行の素案（生きがいと社会参加支援にかかる施策）に明記されています。
18	83	防災上高齢者を守る考え方が欠落しているのでは。 高齢者がどこに暮らしているのかを把握されているのですから、その高齢者をどうやって災害時にお守りするのかの記述が欠落しております。防災計画にあるかもしれませんが。 特に一人暮らしの高齢者を見守る具体案が課題です。新座市には、朝霞市、和光市のように危機管理監、防災監が設置されているのでしょうか	災害時における高齢者の支援、特に自ら避難することが困難な高齢者に対する支援については、本市の地域防災計画の中で全体的な考え方を掲載しております。 なお、具体的な支援は個人によって異なるものであり、本市においては、町内会、自主防災会、地域支援者の協力により支援方法を検討していただいておりますので、現行素案の変更等は必要ないと考えております。
19	—	高齢者の生きがい施策として、家庭菜園の無料開放はいかがでしょうか。農業が日本人の原点では。植物の成長を見て生きる力が湧いてくるものと思います。	高齢者の生きがい対策としての新たな事業提案であり、関係各課との調整を要するものであるため、今後、検討してまいります。
20	85	高齢者の住まいの安定的な確保の具体化が欠落しているのでは。どのように整備していくのが不明確では。もっと具体的にすべきではないでしょうか。民間との連携が必要です。 住宅の確保 何戸が必要でそのためにあと何戸の住宅を建設する必要があるのか。	高齢者の住まいのあり方については、持ち家の状況、個々のニーズなど様々な状況にあり、具体的に必要数を把握し、整備目標を掲げることは困難です。 住まいの確保につきましては、85ページからの記載のとおり、現行施策や県との連携により、対応を図ってまいりたいと考えています。
21	86	サービス付き高齢者向け住宅を具体的に計画に入れることはできませんか。入居要件等が会社によって違うので、それぞれの入居の条件等を明確にして、より安心・安全な暮らしができるようお願いします。	サービス付き高齢者向け住宅の個々の条件等についての計画への記載は控えさせていただきますが、窓口等での相談、お問合せの際には、丁寧なご案内に努めてまいります。
22	86	医師会にサービス付き高齢者向け住宅への配慮をしていただけるよう計画に入れてもらいたい。 高齢者の特性を考慮して、利用しやすくして下さい。 医師会の協力はあるのでしょうか。	医師会とサービス付き高齢者向け住宅との個別の連携についての計画への記載は控えさせていただきますが、地域包括ケアシステムを構築していく中で、「住まい」に対しての医師会の連携を求めてまいりたいと考えています。
23	86	サービス付き高齢者向け住宅会社のコントロールが必要なのでは。 年に1回か2回、関係者を市役所に集めて市の考え方などを説明して、よりよい受け入れができるようにしてみたらどうでしょうか。そうすることによって各事業所がよいところ悪いところを勉強して相乗効果によりよりよい環境作りができるのでは。	サービス付き高齢者向け住宅に対する指揮監督権は有していませんが、よりよい環境づくりのための情報提供等の支援に努めてまいります。
24	—	新座市内介護保険事業所一覧表を介護事業所等一覧表にして、サービス付き高齢者向け住宅を記載してもらえないでしょうか。市民の皆様にも周知徹底できるのでは。	サービス付き高齢者向け住宅についても、事業所一覧表に掲載する方向で検討してまいります。



No.	計画書 記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
25	—	民生委員の訪問について 担当の民生委員に訪問を依頼しているのですが来てくれません。どうなっているのでしょうか。 地域包括ケアシステムの実現のためには民生委員の力も必要です。	個別的・具体的な意見に対する回答は控えさせていただきますが、これまでも地域包括ケアシステムの実現のため、民生委員の協力により高齢者訪問等を実施しています。
26	—	ボランティアの確保が必要では。 地域ボランティアの確保の項目はありますか。	地域ボランティアの確保については、74ページ④生活支援サービスの体制整備、82ページ②生涯スポーツ・学習活動等の推進及び③こころのバリアフリー施策の推進に明記しております。
27	—	市民の声の有効活用が必要です。	本計画の策定においては、公聴会の開催、素案に対する意見募集を通じて、市民の皆様の声をできる限り反映してまいります。
28	—	今まで新座市で取り組んできたことを継続してください。また今後の「介護保険事業の展開」で計画されているような方向を進めてください。たとえば要支援1・2は地域支援事業に移行されますが、要支援の80%は認知症と聞きます。認知症ケアパスの結果など今までの実績を参考に後退しない内容にしてください。「にいざ元気アップ広場」や「接骨師のコツコツ体操」など健康を保つための様々な事業を実施されていますが、多くの方が参加できるようにお願いします。	御意見のとおり、今後も取組を継続していくと共に、更なる事業の充実を図ってまいります。

(参考) 市外の個人・団体からの意見

No.	計画書 記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
—	73	脳卒中が原因で高次脳機能障害となった方の場合、40歳以上の方は原則として介護保険制度の利用が優先されます。第2号被保険者で記憶障害や社会的行動障害などの認知障害のある方やその家族を対象にした具体的な計画を「認知症施策の推進」のところなどに書き込んでいただきたい。 介護保険事業単独での第2号被保険者への支援を計画に入れ込んでいただきたい。 介護保険事業だけではなく、障害福祉分野の事業などと連携しての支援を計画に入れ込んでいただきたい。	高齢者施策に関するこの計画に第2号被保険者等への支援を具体的に記載することは考えておりませんが、本計画は、障がい者基本計画及び障がい福祉計画との調和を図りながら施策を推進するものとなっています(3ページ)。 第2号被保険者で記憶障害や社会的行動障害などの認知障害のある方やその家族に対する支援については、介護保険事業や障がい者施策の中で、相互に連携を図りながら、対応してまいりたいと考えています。